

給付金請求書の記入方法

※請求書の様式はP.78に掲載しています。(共済ホームページからもダウンロードできます。)

**提出する前に!!
今一度ご確認ください。**

①給付金請求書記入事項に不足はありませんか。
②誤って記入した箇所には二重線を引き、正しい情報を記入してください。
修正テープ等は使用しないでください。
請求金額は訂正できません。金額を誤った場合は給付金請求書を再度作成してください。

給付金請求書記入例 (入学祝金の場合)

第11号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金請求書
令和6年 5月 1日

(宛先) 川崎市長

(請求者) 会員番号 109999 — 0010
住所 川崎市川崎区大師町〇〇
電話番号 044-000-0000
会員氏名 中原 一郎
(遺族氏名)

次のとおり、給付金を請求します。

給付金の種類及び給付事由対象者等 (該当数字に○印)

1 20歳祝金 (本人)
2 結婚祝金 (本人) 配偶者氏名 _____
3 出産祝金 (本人・配偶者) 出生児氏名 _____
4 入学祝金 (本人の子) 1 小学校 入学者氏名 中原 三郎
(2) 中学校 入学者氏名 _____
5 傷病見舞金 (本人) 欠勤期間 _____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日
(1) 8日以上30日未満
(2) 30日以上90日未満
(3) 90日以上
6 弔慰金 (本人・家族) (1) 本人の場合、受取遺族の続柄 _____氏名 _____
(2) 家族の場合、本人との続柄 _____氏名 _____
7 災害見舞金 (本人) (1) 全焼、全壊又は流出
(2) 半焼又は半壊 _____

給付事由発生日 令和6年 4月 1日 ※コード

請求金額 ¥ 8000

委任状

受任者 所在地 川崎市川崎区宮本町1番地
事業所名 有限会社 共済企画
事業主又は代表者名 代表取締役 共済 一郎

上記の者を代理人と定め、当該給付金の受領に関する権限を委任します。
(宛先) 川崎市長
令和6年 5月 1日

(委任者) 住所 川崎市川崎区大師町〇〇
会員氏名 中原 一郎
(遺族氏名)

該当する番号を○で囲んでください。

本人・配偶者に○をする必要はありません。

給付金を請求する会員の会員番号・住所・電話番号・氏名をご記入ください。

出産祝金は出生児氏名をご記入ください。配偶者氏名が必要なのは結婚祝金になります。

給付事由の対象者の氏名をご記入ください。

事由発生日
●20歳祝金 満20歳の誕生日
●結婚祝金 婚姻年月日
●出産祝金 出生年月日
●入学祝金 4月1日

入学祝金は、8,000円となります。金額の頭には¥マークをご記入ください。
※請求金額は訂正できません。金額を誤った場合は給付金請求書を再作成してください。

給付金は、いったん事業主の口座に振込みますので、事業主または代表者に受任者欄の記入を依頼してください。

注1 給付金の種類は該当する番号を○で囲み、請求1件につき、請求書1枚を作成してください。
注2 請求に必要な証明書類を添付してください。
注3 金額欄は算用数字ではつきり記入してください。金額の訂正はできません。
注4 給付事由発生日から1年以内に請求してください。
注5 ※印欄は、記入しないでください。

この欄にも会員の住所・氏名のご記入が必要となります。

！注意
各種申請書、給付金請求書・給付金申請証明書の記入にあたって、「消せるボールペン」(例：温度変化で筆跡が消えるボールペン)を使つての記入が増加しております。**証書類でのご使用はできませんので、ご注意ください。**

- Q 「娘が今年、20歳になります。」「息子が入籍しました。」給付金は請求できますか？
A できません。「20歳祝金」は会員本人が満20歳を迎えたときのみ、「結婚祝金」は会員本人が結婚したときのみそれぞれ給付します。
- Q 会員同士が入籍しました。結婚祝金は双方とも請求できますか？
A できます。請求書は給付事由1件につき1枚必要ですので、それぞれ別にご用意ください。
- Q 夫婦ともども会員ですが、出産祝金(または入学祝金)は双方とも請求できますか？
また双子が誕生しました。出産祝金の給付はいくらになりますか？
A 出産祝金の請求についてはご夫婦とも会員であれば、双方分の請求ができます。請求書は給付事由1件につき1枚必要ですので、それぞれ別にご用意ください。
双子の出産祝金は合わせて16,000円です。給付金は子1人につき8,000円給付されます。請求書は給付1件につき1枚必要なので、2枚ご用意ください。双子の入学祝金も子1人8,000円で、請求書は2枚必要です。
- Q 出産時は会員でしたが、その後退職し、共済も退会しました。出産祝金は請求できますか？
A できます。ご出産から1年以内にご出産当時在籍していた事業所を通じて請求してください。